

📖 「浦東新区本部経済の促進に関する財政支援弁法実施細則」公布について

2011年12月1日  
第42号

企画部 調査課

2011年11月15日付で、「浦東新区本部経済の促進に関する財政支援弁法実施細則」（以下「実施細則」と略）が公布・施行されました。「実施細則」は、今年6月に公布された「浦東新区本部経済の促進に関する財政支援弁法」（浦府[2011]151号）に関し、多国籍企業の地域本部、国内大企業本部、区域性本部の認定条件や財政支援政策を具体的に規定しています。

2011年6月に、「第12次5ヵ年計画」期間中における浦東新区地域本部の経済発展を促進するため、浦東新区政府は関連部門と協働し、以下の両法規を公布しています<sup>1</sup>。

- 🚩 「浦東新区多国籍企業地域本部の加速的発展を推進することに関する若干意見についての通知」（浦府[2011]150号、以下「意見」と略）
- 🚩 「浦東新区本部経済の促進に関する財政支援弁法」（浦府[2011]151号、以下「財政支援弁法」と略）

「意見」は、浦東新区における多国籍企業の地域本部の設立促進と運営高度化のための支援方針を示しています。また「財政支援弁法」は、新規導入地域本部と既存地域本部に分けて、それぞれへの財政支援方策を示しておりますが、各企業が関心の高い地域本部の区域性地域本部の認定条件、各種地域本部の享受できる財政補助の期限と金額基準等については明確にしておりません。

このたび公布された「実施細則」は、「財政支援弁法」に新たに取り上げられた「区域性本部」の具体的な認定条件を明記し、また、財政補助を受けるための要件や財政補助の具体的な内容につき「財政支援弁法」の内容を更に明確化したものです。

「実施細則」の主要内容は以下の通りです。

<sup>1</sup> 両法規の詳細内容は、当行BTMU(China)実務・制度ニュースレター第34号、第35号をご参照ください。

【第34号】：<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/311081101.pdf>

【第35号】：<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/311081102.pdf>

### ◆各地域本部認定条件

「実施細則」は、投資性公司、管理性公司の地域本部の申請認定条件、国内大企業本部、区域性本部の認定条件を以下の通り規定しています。

| 地域本部類別                | 認定条件   |
|-----------------------|--|
| 設立済み投資性公司在地域本部を申請する場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 直接地域本部の認定を申請できる。</li> </ul>   |
| 管理性公司在地域本部の認定を申請する場合  | <ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 親会社の資産総額が 4 億ドル以上。</li> <li>✚ 親会社がすでに中国域内で払込済の登録資本金の総額は 1,000 万ドル以上、且つ親会社が授權管理する中国内外企業数が 3 社以上。もしくは、親会社が授權管理する中国内外企業数が 6 社以上。</li> <li>✚ 管理性公司の登録資本金が 200 万ドル以上。</li> </ul>   |
| 国内大企業本部               | <ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 当該企業が浦東新区で払込済の登録資本金が 2 億元以上。</li> <li>✚ 親会社の総資産が 28 億元以上。</li> <li>✚ 年間売上高が 10 億元以上、且つ年間納税額が 5,000 万元以上。</li> <li>✚ 全国範囲で投資もしくは授權管理する企業数が 3 社以上で、うち少なくとも 1 社は省を跨ぐ企業。</li> </ul>                                     |
| 区域性本部                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 当該企業が浦東新区にて払込済の登録資本金が 5,000 万元以上、もしくは年間売上高が 5 億元超。</li> <li>✚ 年間納税額が 3,000 万元以上。</li> <li>✚ 全国性もしくは区域性の運営、決済、管理、研究開発などのうち一つもしくは複数の機能を有する。</li> <li>✚ 管理区域で投資もしくは授權管理する企業数が 3 社以上、うち少なくとも 1 社は省または区を跨ぐ企業。</li> </ul> |

### ◆地域本部認定機構






地域本部の種類によって、それぞれの認定部門が異なります。多国籍企業地域本部認定の場合、「上海市における多国籍企業による地域本部の設立奨励に関する規定」（滬府発[2008]28 号）に基づき、上海市レベルの主管部門から認定を取得する必要がありますが、国内大企業本部及び区域性本部認定の場合、浦東新区の政府部門から認定を取得することが要求されています。

| 地域本部類別        | 認定機構  |
|---------------|---|
| 多国籍企業地域本部     | <ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 上海市商務委員会</li> </ul>  |
| 国内大企業本部と区域性本部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 浦東新区（浦東新区商務委員会と浦東新区財政局が主導し、工商浦東分局と浦東税務局と共同で認定を行う）</li> </ul> |

◆**財政支援措置**




「実施細則」では、新規導入された多国籍地域本部、域内大企業本部、区域性本部が享受できる財政支援を規定しました。具体的な内容は下表をご参照ください。

①新規導入地域本部への補助金

| 地域本部類別            | 企業（個人）への財政補助内容   | 不動産購入、リース関連<br>財政補助内容  |
|-------------------|--|--|
| 新規導入多国籍<br>企業地域本部 |  企業（職員全体を含む）の浦東新区への貢献度により、6 年間に亘り毎年一定の補助金を供与。   | 新規導入の本部は浦東新区で自社用オフィス物件を購入する場合、物件価格の 1.5%に当たる補助金を供与。自社用オフィス物件を賃借する場合は、3 年間に亘り年間賃借料の 1.5%に当たる補助金を供与。 |
| 新規導入<br>域内大企業本部   |  企業の浦東新区への貢献度により、6 年間に亘り毎年一定の補助金を供与。<br> 高級管理者、中級管理者と専門スタッフに対し、個人の浦東新区への貢献度により、一定期間に一定の補助金を供与。     |  |
| 新規導入<br>区域性本部     |  企業の浦東新区への貢献度により、5 年間に亘り一定の補助金を供与。<br> 区域性本部の高級管理者、中級管理者と専門スタッフに対し、個人の浦東新区への貢献度により、一定期間に一定の補助金を供与。 |  |

また「実施細則」では、既に設立された多国籍企業地域本部や国内大企業本部が継続的に享受できる財政支援も規定しています。具体的な内容は下表をご参照ください。

②既存地域本部への補助金

| 地域本部類別          | 財政補助の内容  |
|-----------------|--|
| 既存多国籍企業<br>地域本部 |  企業（職員全体を含む）の浦東新区への貢献度により、5 年間に亘り一定の補助金を供与。   |
| 既存国内大企業<br>本部   |  既に享受している財政支援が期限到来した後、再度の査定を経て企業の浦東新区への貢献度により、5 年間に亘り一定の補助金を供与。<br> 当該企業の高級管理者、中級管理者と専門スタッフに対し、個人の浦東新区への貢献度により、一定期間に一定の補助金を供与。 |

なお、各種地域本部の財政補助金基準の具体的な内容につきましては、浦東新区商務委員会に口頭ベースで以下の通り確認しております。口頭確認であり内容の正確性を保証するものではありませんが、ご参考までに記載させていただきます。

#### ① 新規導入された多国籍企業地域本部

- 「3 免 3 減半」の優遇政策。即ち、納税した企業所得税、増値税、営業税及び個人所得税（社員全体を含む）のうち浦東新区地方財政に寄与した部分に対し、導入年度から 3 年間は全額相当、残りの 3 年間に半額相当の補助金を享受。

#### ② 新規導入された国内大企業本部

- 「3 免 3 減半」の優遇政策。即ち、納税した企業所得税、増値税、営業税のうち浦東新区地方財政に寄与した部分に対し、導入年度から 3 年間は全額相当、残りの 3 年間に半額相当の補助金を享受。

#### ③ 新規導入された域内大企業本部

- 「2 免 3 減半」の優遇政策。即ち、納税した企業所得税、増値税、営業税のうち浦東新区地方財政に寄与した部分に対し、導入年度から 2 年間は全額相当、残りの 3 年間は半額相当の補助金を享受。

#### ④ 既存多国籍地域本部

- 「5 減半」の優遇政策。即ち納税した企業所得税、増値税、営業税、個人所得税（社員全体を含む）のうち浦東新区地方財政に寄与した部分に対し、5 年間に亘り半額相当の補助金を享受。

#### ⑤ 既存域内大企業本部

- 「5 減半」の優遇政策。即ち納税した企業所得税、増値税、営業税のうち浦東新区地方財政に寄与した部分に対し、5 年間に亘り半額相当の補助金を享受。

上記の補助金基準の関連内容は浦東新区商務委員会に口頭ベースで確認した内容ですので、その正確性について保証できません。実際に自社の享受できる財政補助の内容を調査される際には、個別に当局の主管部門にご確認ください。

当行は今後も、浦東新区地域本部関連政策の動きについてフォローして参ります。新たな関連情報が入手次第、別途ご案内申し上げます。

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳です。

| 中国語原文   | 日本語仮訳   |
|---|---|
| <p align="center"><b>浦东新区促进总部经济发展财政扶持办法实施细则</b></p>   | <p align="center"><b>浦東新区本部経済の促進に関する財政支援弁法実施細則</b></p>  |
| <p>第一条 根据《浦东新区促进总部经济发展财政扶持办法》（以下简称《办法》），制定本实施细则。</p>  | <p>第一条 「浦東新区本部経済の促進に関する財政支援弁法」（以下「弁法」と略す）に基づき、本実施細則を制定する。</p>   |
| <p>第二条 《办法》第二条所称跨国公司地区总部，是指在境外注册的母公司在浦东新区设立的以投资或者授权形式，对在一个国家以上的区域内的企业履行管理和服務職能唯一的總机构。</p>   | <p>第二条 「弁法」第二条でいう多国籍企業地域本部とは、域外で登録された親会社により浦東新区で設立され、投資もしくは授權の形で一つ以上の国の域内における企業に対し、管理やサービス機能を履行する唯一の本部機構を指す。</p>  |
| <p>跨国公司可以以独资的投资性公司、管理性公司等具有独立法人资格的企业组织形式，设立地区总部。投资性公司，是指跨国公司按照商务部发布的《关于外商投资举办投资性公司的规定》设立的从事直接投资的公司。管理性公司，是指跨国公司为整合管理、研发、资金管理、销售、物流及支持服务等营运职能而设立的公司。</p> | <p>多国籍企業は、独資の投資性公司、管理性公司等の独立法人資格を持つ企業組織の形で、地域本部を設立できる。投資性公司とは、多国籍公司が商務部により発行された「外商投資による投資性公司の設立に関する規定」に基づき設立した直接投資に従事する会社を指す。管理性公司とは、多国籍企業が管理、R&amp;D、資金管理、販売、物流およびサービス支援など運営機能を整理統合するために設立した会社を指す。</p> |
| <p>已经设立的外商投资性公司，可以直接申请认定为地区总部。</p>  | <p>すでに設立された外商投資性公司は、直接地域本部の認定を申請できる。</p>  |
| <p>管理性公司申请认定地区总部，需满足下列条件：</p>   | <p>管理性公司が地域本部の認定を申請する場合、以下の条件に符合しなければならない。</p>  |
| <p>1、母公司的资产总额不低于4亿美元。<br/>2、母公司已在中国境内投资累计缴付的注册资本总额不低于1000万美元，且母公司授权管理的中国境内外企业不少于3个；或者母公司授权管理的中国境内外企业不少于6个。</p>  | <p>1、親会社の資産総額が4億ドル以上。<br/>2、親会社がすでに中国域内で払込済の登録資本金の総額が1,000万ドル以上、且つ親会社が授權管理する中国内外企業数が3社以上。もしくは、親会社が授權管理する中国内外企業数が6社以上。</p>   |
| <p>3、管理性公司的注册资本不低于200万美元。</p>   | <p>3、管理性公司の登録資本金が200万ドル以上。</p>  |
| <p>所称国内大企业总部，须满足下列条件：</p>   | <p>国内大企業本部は、以下の条件に符合しなければならない。</p>  |
| <p>1、企业在浦东新区注册资金（本）不低于2亿元人民币；<br/>2、母公司总资产不低于28亿元人民币；<br/>3、年销售额超过10亿元人民币且年上缴税收超过5000万元人民币；<br/>4、在全国范围内投资或者授权管理的企业不少</p>                               | <p>1、当該企業が浦東新区で払込済の登録資本金が2億元以上。<br/>2、親会社の総資産が28億元以上。<br/>3、年間売上高が10億元以上、且つ年間納税額が5,000萬元以上。<br/>4、全国範囲で投資もしくは授權管理する企業</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>于3家，其中至少有1家是跨省企业。</p> <p>所称区域性总部，须满足下列条件：</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1、企业在浦东新区注册资金（本）不低于5000万元人民币或年销售额超过5亿元人民币；</li><li>2、年上缴税收超过3000万元人民币；</li><li>3、具有全国性或区域性营运、结算、管理、研发等一项或多项职能；</li><li>4、在管理区域内投资或者授权管理的企业不少于3家，其中至少有1家是跨省或跨区企业。</li></ol> <p>第三条 《办法》第二条所称跨国公司地区总部，须依据《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》（沪府发〔2008〕28号）取得上海市商务委员会的认定批复。</p> <p>所称国内大企业总部和区域性总部，须取得浦东新区国内大企业总部或区域性总部的认定（由新区商务委员会和新区财政局牵头，会工商浦东分局和新区税务局共同认定）。</p> <p>第四条 《办法》第四条、第五条、第七条所称企业对新区的贡献程度，是指：综合考虑企业发展的实际需求、经济贡献、科技创新、促进就业、节能减排、社会诚信和安全生产等因素，并经企业贡献度评价指标体系综合考核评定。</p> <p>第五条 《办法》第五条、第七条所称个人对新区的贡献程度，是指：综合考虑总部人才引进和培育的实际需求、经济贡献、科技创新、社会服务、职业操守和遵纪守法等因素，并经人才贡献度评价指标体系综合考核评定。</p> <p>第六条 《办法》第四条所称补贴，是指：对新引进跨国公司地区总部，按上述综合考核评定的企业（含员工整体）对新区的贡献程度，六年内每年给予一定补贴。</p> | <p>数が3社以上で、うち少なくとも1社は省を跨ぐ企業。</p> <p>区域性本部は、以下の条件に符合しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1、当該企業が浦東新区で払込済の登録資本金が5,000万元以上、もしくは年間売上高が5億元超。</li><li>2、年間納税額が3,000万元以上。</li><li>3、全国性もしくは区域性の運営、決済、管理、研究開発などのうち一つもしくは複数の機能を有する。</li><li>4、管理区域で投資もしくは授權管理する企業数が3社以上で、うち少なくとも1社は省または区を跨ぐ企業。</li></ol> <p>第三条 「弁法」第二条でいう多国籍企業地域本部は、「上海市における多国籍企業による地域本部の設立奨励に関する規定」（滬府発〔2008〕28号）に基づき、上海市商務委員会の認定を取得しなければならない。</p> <p>同規定でいう国内大企业本部や区域性本部は、浦東新区による国内大企业本部や区域性本部認定（浦東新区商務委員会と浦東新区财政局が主導し、工商浦东分局と浦東税務局と共同で認定を行う）を取得しなければならない。</p> <p>第四条 「弁法」第四条、第五条、第七条でいう企業の浦東新区への貢献度とは、すなわち企業発展の実質的ニーズ、経済貢献、科学技術革新、就業創出、省エネ・排出量削減、社会信用、生産安全などの方面から総合的に考慮し、企業貢献評価指標体系に基づき総合的な評価査定を経たものを指す。</p> <p>第五条 「弁法」第五条、第七条でいう個人の浦東新区への貢献度とは、すなわち本部人材の誘致と育成の実際の需要、経済貢献、科学技術革新、社会サービス、職業倫理、法律遵守など要素を総合的に考慮し、人材貢献度評価指標システムに基づき総合的な評価査定を経たものを指す。</p> <p>第六条 「弁法」第四条でいう補助金は、すなわち新規導入した多国籍地域本部を対象に、上記の総合的な評価査定により認定した企業（職員全体を含む）の浦東新区への貢献度に基づき、</p> |
|--|---|

|   |   |
|---|---|
| <p>第七条 《办法》第五条所称补贴，具体是指：</p> <p>1、对新引进的国内大企业总部，按上述综合考核评定的企业对新区的贡献程度，六年内每年给予一定补贴。</p> <p>2、对新引进的区域性总部，按上述综合考核评定的企业对新区的贡献程度，五年内每年给予一定补贴。</p> <p>第八条 《办法》第五条、第七条所称：</p> <p>1、总部高管人员，是指由投资方委派（需出具由投资方法人代表签字的委派书原件），在总部担任董事长、副董事长、总经理、副总经理等职务的高级管理人员。所称中层管理人员，是指在总部担任高管职务以下、部门副职以上的人员。所称专业人员，是指除上述高管人员和管理人员外，拥有三年以上（含三年）行业从业经验的总部在职正式员工。中层管理人员及专业人员根据企业规模确定人数。</p> <p>2、一定年限，是指企业享受政策的年限。</p> <p>第九条 《办法》第六条所称补贴，具体是指：</p> <p>对新引进的总部在浦东新区购买自用办公用房的，按购房房价给予1.5%的补贴；租赁自用办公用房的，三年内按年租金给予1.5%的补贴。</p> <p>第十条 《办法》第七条所称现有总部，包括通过“一事一议”等方式参照享受原有总部政策支持力度的企业。所称补贴，具体是指：</p> <p>1、对跨国公司地区总部，在其享受原有财政扶持期满后，经复核，按上述综合考核评定的企业（含员工整体）对新区的贡献程度，五年内每年给予一定补贴。</p> <p>2、对国内大企业总部，在其享受原有财政扶持</p> | <p>六年間に亘り毎年一定の補助金を供与する。</p> <p>第七条 「弁法」第五条でいう補助金とは具体的に以下を指す：</p> <p>1. 新規導入した国内大企業本部に対しては、上記の総合評価査定による企業の新区への貢献度に基づき、六年間に亘り毎年一定の補助金を供与する。</p> <p>2. 新規導入した区域性本部に対しては、上記の総合評価査定による企業の新区への貢献度に基づき、五年間に亘り毎年一定の補助金を供与する。</p> <p>第八条 「弁法」第五条と第七条でいう：</p> <p>1. 本部高級管理者とは、投資側が委任し（投資側の法人代表の署名入り委任書原本の提出が必要）、本部で董事長、副董事長、総経理、副総経理などの職位を担任する高級管理者を指す。中級管理者とは、本部で高級管理職以下、部門副職員以上の職員を指す。専門スタッフとは、前出の高級管理者と管理者以外で、3年以上（含む3年）の就業経験を持つ本部の正社員を指す。中級管理者と専門スタッフは企業の規模によって人数を確定する。</p> <p>2. 一定の年限とは、企業が政策を享受できる年限を指す。</p> <p>第九条 「弁法」第六条でいう補助金とは、具体的には以下を指す：</p> <p>新規導入した本部が浦东新区で自社用オフィス用途に不動産を購入する場合、購入価格の1.5%に当たる補助金を供与する。自社用オフィス用途に不動産を賃借する場合、三年間に亘り年間賃料の1.5%に当たる補助金を供与する。</p> <p>第十条 「弁法」第七条にある既存本部とは、個別案件に応じた優遇策などを通じて、既に本部支援政策を享受している企業を含む。補助金とは具体的に以下を指す：</p> <p>1. 多国籍企業地域本部に対し、既に享受している財政支援が期限到来した後、再度の査定を経て、上記の総合評価査定による企業（職員も含む）の新区に対する貢献度によって、五年間に亘り毎年一定の補助金を供与する。</p> <p>2. 国内大企業本部に対し、既に享受している財政支援が期限到来した後、再度の査定を経て、上記</p> |
|---|---|

|   |   |
|---|---|
| <p>期满后，经复核，按上述综合考核评定的企业，以及高管人员、中层管理人员和专业人员个人对新区的贡献程度，五年内每年给予一定补贴。</p>   | <p>の総合評価査定による企業および高級管理者、中級管理者、専門スタッフ個人の新区に対する貢献度により、五年間に亘り毎年一定の補助金を供与する。</p>  |
| <p>第十一条 总部人才，可享受户籍办理、子女入学、医疗保障、人才公寓等有关待遇。（参照《浦东新区人才子女入学入园实施办法》等规定）</p>  | <p>第十一条 本部における人材は戸籍手続き、子女の入学、医療保障、住居などの関連待遇を受けることができる。（「浦东新区人材子女入学入园实施办法」等の規定を参照）</p>   |
| <p>第十二条 对新认定的总部和区域性总部，如认定时涉及对新区现有企业进行合并整合的，仅对新区增量贡献部分享受财政扶持。</p>  | <p>第十二条 新規認定された本部と区域性本部に対して、認定の際に新区にある既存企業と合併・統合があった場合、新区に対して新たに加わった貢献部分に対してのみ財政支援を享受することができる。</p>  |
| <p>对原有企业，在2011年1月1日（含）以后取得上海市商务委员会跨国公司地区总部认定批复的，或在2011年1月1日（含）以后取得浦东新区国内大企业总部或区域性总部认定的，其对新区增量贡献部分可参照新认定的总部或新认定的区域性总部享受政策。</p> | <p>既存の企業に対しては、2011年1月1日（同日を含む）以降に上海市商務委員会の多国籍企業地域本部認定を取得し、もしくは2011年1月1日（同日を含む）以降に浦东新区の国内大企業本部もしくは区域性本部に認定された場合、その新区に対して新たに加わった貢献部分に対して、新規認定された本部もしくは新規認定された地域本部に就いて政策を享受することができる。</p> |
| <p>第十三条 本实施细则自发布之日起执行。</p>  | <p>第十三条 本実施細則は発布日より執行する。</p>  |

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

**三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司企画部調査課**

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext. 233  
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯豐大厦20階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext. 4250  
丁海聡 TEL021-6888-1666 ext. 4255